

京浜港本牧埠頭地区指定保税地域に係る追加指定について

関税法（昭和29年法律第61号）第37条の規定に基づき、下記のとおり指定保税地域の追加指定をしたので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年8月29日

横浜税関長 内野 洋次郎

記

1. 追加指定の対象

土地

名 称：京浜港本牧埠頭地区指定保税地域 本牧ふ頭D-5号

所在地：神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1番10、1番16、1番363

面 積：10, 663. 74 平方メートル

区 域：横浜市中区本牧ふ頭D突堤入口にある波除堤と岸壁の交点とし、

交点 より 方向角 54-32-18の線上 970. 146メートル の地点を 起点KH1
とし

KH1 より 方向角 47-29-28の線上 19. 165メートル の地点を KH2 とし

KH2 より 方向角 25-31-50の線上 59. 999メートル の地点を KH3 とし

KH3 より 方向角 18-45-10の線上 306. 547メートル の地点を KH4 とし

KH4 より 方向角 38-16-41の線上 9. 4メートル の地点を KH5 とし

KH5 より 方向角 38-16-34の線上 5. 272メートル の地点を KH10 とし

KH10 より 方向角 306-22-48の線上 251. 036メートル の地点を R6K2
とし

R6K2 より 方向角 296-30-33の線上 143. 176メートル の地点を R6K3
とし

R6K3 より 方向角 296-32-54の線上 4. 571メートル の地点を R6K42
とし

R6K42 より 方向角 207-13-42の線上 2. 009メートル の地点を R6K43
とし

R6K43 より 方向角 296-38-44の線上 27. 413メートル の地点を R6K44
とし

R6K44 より 方向角 206-39-21の線上 23. 135メートル の地点を KH6
とし

KH6 より 方向角 116-32-44の線上 31. 637メートル の地点を KH7 とし
KH7 より 方向角 26-32-53の線上 3メートル の地点を KH8 とし
KH8 より 方向角 116-32-45の線上 190. 838メートル の地点を KH9
とし
KH9 より 方向角 125-48-09の線上 123. 755メートル の地点を R6K6
とし
R6K6 より 方向角 166-23-38の線上 6. 011メートル の地点を R6K7
とし
R6K7 より 方向角 116-16-03の線上 24. 896メートル の地点を HZ2
とし
HZ2 より 方向角 129-33-24の線上 7. 931メートル の地点を HZ3 とし
HZ3 より 方向角 135-27-25の線上 35. 373メートル の地点を HZ4 とし
HZ4 より 方向角 198-42-56の線上 169. 981メートル の地点を HZ5
とし
HZ5 より 方向角 198-42-53の線上 76. 32メートル の地点を HZ6 とし
HZ6 より 方向角 247-13-29の線上 15. 001メートル の地点を HZ7 とし
HZ7 より 方向角 296-39-07の線上 2. 359メートル の地点を HZ8 とし
HZ8 より 方向角 206-31-08の線上 20メートル の地点を HZ9 とし
HZ9 より 方向角 156-58-05の線上 7. 54メートル の地点を HZ10 とし
HZ10 より 方向角 198-41-37の線上 99. 698メートル の起点KH1に戻る。
以上、上記を順次結んだ線に囲まれた土地 10, 663. 74平方メートル

建設物

名 称：横浜川崎国際港湾株式会社 本牧ふ頭D－5号メンテナンスショップ
所在地：神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1番地16
構 造：鉄骨造ガルバリウム鋼板折板ぶき 2階建
面 積：790. 50平方メートル

2. 追加指定年月日

令和7年9月12日